

第33回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年3月7日 午後1時30分～午後2時30分

2、開催場所 玉村町役場3階北会議室

3、出席委員（16人）

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 会長 | 10番 | 松浦 | 好一 |
| 副会長 | 5番 | 齋藤 | 邦雄 |
| 副会長 | 9番 | 設楽 | 嘉一 |
| | 1番 | 塚越 | 早苗 |
| | 2番 | 徳江 | 清東 |
| | 3番 | 赤川 | 明宏 |
| | 4番 | 羽鳥 | 誠 |
| | 6番 | 星野 | 慎悟 |
| | 7番 | 筑井 | 孝 |
| | 8番 | 武士千 | 雅子 |
| | 11番 | 齋藤 | 直義 |
| | 12番 | 原 | 信行 |
| | 13番 | 横堀 | 徳壽 |
| | 14番 | 中澤 | 清 |
| | 15番 | 新井 | 正芳 |
| | 16番 | 吉田 | 直樹 |

4、欠席委員（0人）

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ジャガイモの定植について
3月10日（金） 午前9時00分～ 小泉圃場
- 標準料金表について
- 農地法改正（五反要件の廃止）について
- その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局 ：ただ今から、第33回玉村町農業委員会を開会いたします。

 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
 本日はお米の試食会もあり、午前中からお集まり頂いてありがとうございます。
 温かくなり、農作業に適した時期になってきました。
 本日も宜しくお願い致します。

事務局 ：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は16名ですので、総会は成立しております。
 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、

 今回は 5番 齋藤 委員 6番 星野 委員 を指名します。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
 事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明】

議長：それでは、番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続きまして議案第2号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明】

議長：それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第3号番号1について
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第3号番号1を説明】

議 長 : それでは、議案第3号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会
で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から
お願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第3号番号2について
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第3号番号2について説明】

議 長 : それでは、議案第3号 番号2について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会
で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から

お願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長：続きまして議案第3号番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第3号番号3について説明】

議長：それでは、議案第3号 番号3について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして、議案第4号について事務局より説明願います。

事務局：続きまして議案第4号について説明いたします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の更新について説明致します。
令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は作成努力義務から必須事項となりました。

玉村町では既に作成済みでありましたが、令和5年2月付け通知にて
関東農政局からの修正指示がされた事から、群馬県農業会議より示された指針の
参考例に従い改正を致しました。主な改正点は、地域計画について盛り込まれた
事です。

法律改正に伴い、(案)の通りの修正でよろしければ
ご承認願います。また、後日ホームページにて公表致します。

議長：議案第4号について説明がありましたが、承認する事でよろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは承認いたします。

続いて議案第5号について事務局より説明願います。

事務局：続きまして議案第5号

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について説明致します。

この目標は毎年農業委員会のその年度の目標を定めるもので、この目標も公表する
事になっております。

主な改正点は月間の最適化活動の目標日数が毎月10日となっております。

この通りの修正でよろしければご承認願います。

議長：議案第5号について説明がありましたが、承認する事でよろしいでしょうか。

(意見無し)

それでは承認いたします。

議長：続きまして報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項1 農地法第3条の3第1項の届出の受理状況について
説明します。内容につきましては相続で 3 件受理しています。

続きまして、報告事項2 農地法第4条第1項第8号による届出書の受理
状況です。内容につきましては、市街化区域の自己利用の転用届出です。

今月は 3 件の届出がされています。

続きまして、報告事項3 農地法第18条第6項の受理状況について説明します。内容につきましては農地の合意解約です。今月は 4件 を受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、報告事項については、終了といたします。続いて、次第6番 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○ジャガイモの定植について
ジャガイモの定植については
3月10日（金）午前9時00分から 小泉圃場で予定します。

○標準料金表について
近隣市等の状況を確認し、（案）を作成しました。

委員：農地の賃借料について、玉村町は若干高いと思われます。

事務局：農業公社とその事について話をしてみます。

事務局 ○農地法改正について（5反要件の廃止）について
長年守られてきた5反要件ですが、令和5年4月1日から廃止になります。

議長：その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上の通り会議の内容を記載し相違ない事を証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人